



幼児教育・保育無償化の申請はお済みですか



幼稚園・認可外保育施設・認定こども園などの、0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)・3～5歳児クラス・第2子以降のお子さんは、利用料が無償になります。認定申請などが必要な場合がありますので、お済みでない方は手続きをお願いします。※認可保育所、認定こども園(2・3号認定)、地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育・家庭的保育など)は手続き不要。

補助内容

対象施設・事業	補助内容
A 幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(1号認定)	利用料無償
B 幼稚園(新制度未移行園)	上限(月額)2万5700円までの利用料
C 幼稚園の預かり保育事業	上限(月額)1万1300円までの利用料※満3歳児クラス(住民税非課税世帯)は上限(月額)1万6300円までの利用料
認可外保育施設など(認証保育所・一時保育・ファミリーサポートなど)	●0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)…上限(月額)4万2000円までの利用料 ●3～5歳児クラス…上限(月額)3万7000円までの利用料
E 企業主導型保育事業	標準的な利用料無償

※送迎費・行事費・延長保育料などは保護者の負担
※国立幼稚園は上限(月額)8700円・国立特別支援学校幼稚部は上限(月額)400円までの利用料
※認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、区の確認を受けた施設が対象。
※保育の必要性があり、幼稚園型一時預かり事業を利用する0～2歳児や幼稚園の預かり保育事業を利用する満3歳児の第2子以降がいる住民税課税世帯は、保護者負担軽減補助金の対象

申請・手続き

無償化・保育の必要性の認定

A・Bは「無償化の認定」、C・D・E(地域枠を利用の方)は「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。日付をさかのぼって認定することはできませんので、期限までに申請をお願いします。

▶申請期限＝3月12日(水)

利用料払い戻しの請求

B～Dで上記の認定を受けた方は、利用料の支払い後、払い戻しの請求が必要です。B・Cは原則、幼稚園を通じての請求ですが、区外の幼稚園を利用している方は、区への請求が必要になる場合があります。

いずれも

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

問 合

- A～Cについて…学務課幼稚園係 ☎3579-2613
 - D・Eの「保育の必要性の認定」について…保育サービス課民間保育第二係 ☎3579-2494
 - Dの「利用料払い戻しの請求」について…保育サービス課民間保育第二係 ☎3579-2494
- ※Eは各施設にお問い合わせください。

令和
6年度

認証保育所等保育料負担軽減助成の申請はお済みですか

年度ごとに申請が必要です

▶対象＝板橋区に住民登録があり、次のいずれかの施設と月120時間以上の利用契約をしている0～5歳児クラスの方

- 認証保育所
- ベビーホテル(都内の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付施設)

※区外施設を含む。※要件など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

▶助成金額＝表 参照 ▶交付予定時期＝5月▶

申請書の配布場所＝対象施設・区ホームページ

▶申込＝3月6日(木)まで、必要書類を直接、利用施設または保育サービス課民間保育第二係(区役所3階②窓口)



表 助成金額

区 分	助成上限額(月額)	
	第1子	第2子以降
0～2歳児クラス(住民税課税世帯)	4万円	6万7000円
0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)	2万5000円	
3～5歳児クラス(住民税課税・非課税世帯)	2万円	

※区分は、令和6年4月～8月分は令和5年度、令和6年9月～令和7年3月分は令和6年度の住民税で決定。

※助成上限額(月額)と実際に支払った月極保育料を比較して、低い金額を助成。
※0～2歳児クラスの住民税非課税世帯と3～5歳児クラスは、幼児教育・保育の無償化と併用可(無償化の申請・認定が別途必要)。

問 合

保育サービス課民間保育第二係 ☎3579-2494

